|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別記第5号様式(第11条関係)  公民館使用料減免申請書  年　　月　　日  　南房総市長　　　　様  申請者　　住所又は所在地  団体名  氏名又は代表者名　　　　　　　　　　印  電話  　次のとおり使用料の減免を申請します。   |  |  | | --- | --- | | 規定使用料 |  | | 減免申請額 |  | | 減免期日又は期間 |  | | 減免理由 |  |   公民館使用料減免(却下)決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  1　次のとおり減免を決定します。   |  |  | | --- | --- | | 減免する金額 |  | | 減免期日又は期間 |  | | 備考 |  |   2　次の理由により減免を却下します。  理由  南房総市長　　　　　　　　　　印  　教示  １　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、南房総市を被告として（訴訟において南房総市を代表する者は南房総市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |